



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

消費生活審議会委員公募のお知らせ

県民の幅広い意見を県政に反映させることを目的とし、県民の消費生活の安定と向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項を調査審議する福島県消費生活審議会委員を募集します。

- 募集人員 2名程度
- 募集期間 平成30年5月23日(水)～6月18日(月)
- 応募資格 次の条件を満たす満20歳以上の方
 - (1)消費者問題に関心のある方
 - (2)県内在住、在勤又は在学の方
 - (3)年2回程度開催される消費生活審議会に出席できる方



※詳細は、県消費生活センターのホームページをご覧ください。

福島県 消費生活審議会委員募集

検索



平成29年度 福島県消費生活センター相談状況について

架空請求に関する相談が多く寄せられました。

平成29年度の消費生活相談件数は、5,035件でした。

「インターネット関連のトラブル」や「商品一般」では大手企業をかたるSMS^{*}での架空請求や、公的機関を装ったハガキでの架空請求に関連する相談が多数寄せられました。

※SMS（ショートメッセージサービス）…電話番号でメッセージの送受信ができるサービス



平成29年度商品別相談件数

相談件数: 5,035件

1	インターネット関連のトラブル	908件
2	商品一般	372件
3	インターネット接続回線	292件
4	クレジットカード	207件
5	不動産貸借	191件

【参考】

平成28年度相談件数：5,630件

最近の相談事例

▶情報保護シールつきのハガキ◀

事例 情報保護シールがついたハガキが届きました。剥がして見てみると「国民訴訟通達センター」からで「訴訟最終通知書」「契約不履行となっているので裁判になる。連絡しないと財産を差し押さえる」と書いてありました。心当たりがないのですが、本物の通知のようにも見えます。連絡をするべきでしょうか。

アドバイス 「民事訴訟管理センター」や「国民訴訟通達センター」などを名乗るところから身に覚えのない請求のハガキが届いたとの相談が寄せられています。これは架空請求の手口で、個人情報聞き出し、最終的にお金を振り込ませようとするものです。最近では、情報保護シールを貼ることで個人情報を守っているように装い、請求をもっともらしく見せる新たな手口が広がっていますので注意してください。

「差し押さえをする」「連絡がなければ和解は無効」など、不安をあおるようなことが書かれていても、身に覚えがなければ一切無視するようにしましょう。



▶ワンクリック請求◀

事例 スマートフォンで無料のアダルトサイトを見つけ、興味本位で接続しました。年齢確認後に動画再生ボタンをクリックすると突然「会員登録しました。入会金15万円を3日以内にお支払いください」と表示されました。登録するつもりがなかったのですが、支払わなければいけないのでしょうか。

アドバイス 一方的に会員登録などの利用契約が結ばれた場合や「無料」と表示されていたのに途中で「有料」とされた場合などは、当事者の合意がなく、契約が成立したとは言えないため、料金を支払う必要はありません。請求先に連絡を取ってしまうとあなたの個人情報が相手方へより詳しく知られてしまいます。請求画面等に「退会・誤作動の方はこちら」などの連絡先の表示があっても、自分から連絡しないでください。

▶学習塾◀

事例 学習塾に子供を通わせるため、半年で授業料35万円の契約をして一括で支払いました。2か月後、息子が辞めたいと言い出したため、学習塾に解約を申し出たのですが、返金できないと言われました。受けていない授業料も返金してもらえないのでしょうか。

アドバイス 学習塾の契約は金額が5万円を超え、契約期間が2か月を超える場合には特定商取引法に定める「特定継続的役務提供」に当たり、中途解約の対象になります。事業者は解約料として2万円または1か月の授業料のいずれか低い額を超えて請求することができないため、今回の場合、一括払いした35万円の中から受講済みの授業料と解約料を差し引いた金額が返金されます。

学習塾と契約する際は、事業者の広告や説明以外に実際に利用している人から話を聞いて判断することも大切です。

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。また、事業者においては「消費者指向経営」の理念の下、消費者全体の視点に立ち、より良い社会の実現に向けて取り組むことが期待されています。様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動するきっかけとなるよう、平成30年度の消費者月間では「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」を統一テーマとして掲げられました。

なりすまし詐欺にご注意ください！

オレオレ詐欺～こんな言葉に要注意！～

息子、娘や孫をかたり、

- ・風邪を引いて声がおかしい
- ・電話番号が変わった
- ・会社の番号だから登録しておいて



- ・会社のお金に手を付けてしまった
- ・交通事故の示談金を支払わなければいけない
- ・浮気相手を妊娠させてしまった

⇒今すぐにお金が必要だと要求してきます！

- 電話番号が変わったと連絡を受けた際は、必ず元の番号に電話をして下さい。
- ご家族と普段から連絡を取り、合言葉を決めておきましょう。

～警察官、銀行員になりすます手口～



例



「あなたの口座が悪用されていることが判明したため、新しいキャッシュカードを作る必要があります。これから銀行員が現在使用しているカードを受け取りに伺います。手続きをするために暗証番号を教えてください」

⇒警察官等をかたり、キャッシュカードや通帳を要求してきます！

- 警察官や金融機関職員などがキャッシュカードやクレジットカード、通帳を預ったり、暗証番号を聞いたりすることはありません。
- それ以外でも他人に暗証番号を教えるはいけません。
- ★このような電話がかかってきたら、すみやかに電話を切り、警察に通報して下さい。

出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。講師の派遣は無料です。
ぜひご利用ください!

〈福島県消費生活センター〉

- 【テーマ】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
- 【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 【講師】県消費生活相談員等
- 【申込先】県消費生活課
電話 024-521-7736

※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。

〈福島県金融広報委員会〉

- 【テーマ】金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 【派遣先】各種学習会、大学等
- 【講師】金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 【申込先】福島県金融広報委員会
（事務局：日本銀行福島支店総務課）
電話 024-521-6355

消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的に実施しています。
相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。



【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295

自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）
※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
13:00～17:00
～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索 

